

居宅介護支援における 重要事項説明書

令和7年7月1日改正

株式会社三文サービス

ケアサポートプラチナ倶楽部

居宅介護支援重要事項説明書

1 事業者概要

事業者名	株式会社 三文サービス
主たる事業所の所在地	横浜市港南区港南台 6-9-11
法人種別	株式会社
代表者名	代表取締役・河野文彰
業務内容	デイサービスプラチナ倶楽部 アクティブデイサービスプラチナ倶楽部 リハビリデイサービスプラチナ倶楽部 ヘルパーステーションプラチナ倶楽部 小規模多機能型プラチナ倶楽部 プラチナ倶楽部グループホーム港南台 ケアサポートプラチナ倶楽部

2 指定居宅介護支援を実施する事業所概要

事業所名	ケアサポートプラチナ倶楽部
所在地	横浜市港南区港南台 6-9-11
提供サービス及び 介護保険事業所番号	居宅介護支援 1473100392号
管理者及び連絡先	溝口 美智子 電話045-830-0022 FAX045-830-0025
サービス提供地域	港南区・磯子区・栄区

3 事業所の職員体制

	業務内容	人員
管理者	一元的に業務を管理します。	常勤1名（兼務）
介護支援専門員	利用者などからの相談に応じ、サービスが適切に利用できるよう、種類、内容等の計画を作成するとともに事業者との連絡調整を行う。	常勤1名（兼務） 常勤1名（専従） 非常勤1名（専従）

3 営業時間

営業日	月曜日～土曜日（祝日も営業する）ただし12月30日～1月3日までを除く。
営業時間	8時30分～17時30分

4 担当の介護支援専門員

担当介護支援専門員 _____

病院等に入院する時は、担当の介護支援専門員の名前と連絡先を病院等に伝えて下さい。

担当の介護支援専門員に関しては、いつでも変更できます。ご相談ください。

5 運営の目的及び運営方針

(1) 運営目的

利用者の心身の状況等を勘案して、サービスの種類及び内容、担当事業所等を定めた居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づいてサービス提供が確保されるよう事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

(2) 運営方針

1 利用者に対し可能な限りその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むため利用者の心身の状況、置かれている環境等に配慮し、利用者の選択に基づき、適切なサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう努力します。

2 サービスが特定の種類、サービス事業者に不当に偏することがないように公正中立に行います。

①利用者はケアプランに位置付ける居宅介護サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることができます。

②介護支援専門員がその事業所をケアプランに位置付ける理由を求めることができます。

③当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

6 利用料金

(1) 利用料（1単位につき11.12円）

サービス内容		サービス利用単位	自己負担
居宅介護支援費（ⅰ）	要介護1・2	1086単位／月	0円
	要介護3・4・5	1411単位／月	
初回加算		300単位／月	
入院時情報連携加算（Ⅰ）		250単位／月	
入院時情報連携加算（Ⅱ）		200単位／月	
同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント		所定単位数の 95%を算定	

居宅介護支援の法定代理受領サービスについては利用者の負担金はありません。

※保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合は、一旦サービス利用料金全額の支払いが生じる場合があります。

(2) 交通費

通常のサービス提供地域を超えた場合は、超えた所から1km毎に100円交通費を徴収することがあります。

7 サービス内容

居宅介護支援の内容の詳細は下記のとおりとします。

- ① 居宅サービス計画の作成（家庭訪問・面談、アセスメント、主治医意見確認、担当者会議、費用説明） 課題分析は、標準２３項目を基礎とした独自方式と課題整理総括表を用いて行います。
- ② 利用者の希望するサービスに関する情報の提供や制度の説明（認定申請中や非該当時の支援もします）
- ③ 要介護認定の申請、要介護度の見直し（区分変更）の代行・市町村への届け出
- ④ 居宅サービス事業者との契約締結に関する必要な援助
- ⑤ 関係事業者等の連絡調整（特養の申込み等の支援、入院時の情報提供等）
- ⑥ 限度額管理、給付管理票の作成と国民健康保険連合会への提出
- ⑦ 経過観察と再評価（サービスのモニタリング）
- ⑧ 介護支援専門員は身分証明証を携行し、利用者やご家族の求めに応じ提示します。
- ⑨ 利用者に対して適切なサービスを提供するために定期的に研修（社外、社内）に参加します。

8 利用者の解約等

利用者は、３日前までに事業者に予告することによりこの契約を解約することができます。

9 事業者の解除等

事業者は、正当な理由なく居宅介護支援を拒否しません。但し利用者の著しい不信行為によりこの契約を継続することが困難となった場合には、その理由を記載した文書を交付することにより、１ヶ月間の予告期間においてこの契約を解除することができます。

10 事故や緊急時の対応・賠償責任

- 1 事業者は、居宅介護支援の実施に際して利用者のけがや体調の急変があった場合には、医師や家族への連絡その他適切な措置を迅速に行います。
- 2 事業者は、居宅介護支援の実施にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します（あいおいニッセイ同和損保）。但し事業者の故意や過失によらない時はこの限りではありません。

11 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護及び虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 1 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- 2 成年後見制度の利用を支援します。
- 3 苦情解決体制を整備しています。
- 4 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業員に十分に周知します。虐待の防止のための指針を整備し、虐待の防止のための研修を定期的開催します

12 身体拘束に関する事項

事業者は、身体拘束等の適正化のため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 1 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととします。
- 2 身体的拘束等を行う場合には、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録に残します。

1.3 ハラスメント対策

事業者は、職場におけるハラスメント防止に取り組み、従業員が働きやすい環境づくりを目指します。また、利用者が事業者の従業員に対して行う暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

1.4 相談・苦情対応

サービスに関する相談や苦情、高齢者虐待に係る通報は下記の窓口で対応いたします。

当社お客様相談窓口	担当：管理者・溝口美智子 電話 045-830-0022 FAX 045-830-0025
はまふくコール	045-263-8084
各区役所相談窓口	港南区 045-847-8495 磯子区 045-750-2494 栄区 045-894-8547
国民健康保険連合会 相談窓口	045-329-3447

高齢者虐待窓口	横浜市福祉局介護事業指導課（ご本人、ご家族及び介護職員からの通報先） 電話 045-671-3461 FAX 045-550-3615
---------	--

1.5 プライバシーの保護

- 1 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、正当な理由なく第三者には漏らしません。なお外部への情報提供についてはあらかじめ文書によりご利用者又はご家族の同意を得るものとする。
- 2 事業者はサービスを提供する際に、知り得た利用者及びその家族に関する情報をこの守秘義務は契約終了後も同様です。

1.6 業務の継続

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、居宅介護支援の提供を継続的に実施・再開するために、業務継続計画を整備し、従業員に周知徹底するとともに、研修及び訓練(シミュレーション)を定期的 to 実施します。また、業務継続計画を定期的に見直し、必要に応じて変更します。

1.7 衛生管理

事業所において感染症の発生・蔓延防止に努めます。

1.8 第三者評価実施の状況

実施の有無：無

1.9 相談を受ける場所

相談を受ける場所は利用者自宅や事業所内相談室（兼会議室）

上記のとおり重要事項について説明し、文書を交付しました。

令和 年 月 日

説明者 _____ 印

本書を2通作成し、利用者と事業者が署名捺印の上、それぞれ所有するものとします。

令和 年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

上記代理人（ご家族、後見人等）

住所 _____

続柄（ ） 氏名 _____ 印

（事業者） 所在地 横浜市港南区港南台6-9-11

法人名 株式会社 三文サービス

代表者名 代表取締役 河野文彰 印

事業所名 ケアサポートプラチナ倶楽部 事業所番号 1473100392